

中小企業者のための官公需確保対策等について

令和4年度 群馬県

1. 過去5年間の官公需契約実績額の推移

(単位：千円)

年度	種別	官公需契約総額	中小企業向け契約実績	新規中小企業向け契約実績	中小企業者向け比率	
		金額(A)	金額(B)	金額(C)	金額比率(B)/(A)	金額比率(C)/(A)
H29	物件	16,475,451	11,068,729	1,061,856	67.2%	6.45%
	役務	26,347,716	19,125,414	725,017	72.6%	2.75%
	工事	73,404,029	66,711,910	17,797	90.9%	0.02%
	計	116,227,196	96,906,053	1,804,670	83.4%	1.55%
H30	物件	15,219,315	9,471,589	660,250	62.2%	4.34%
	役務	27,867,231	19,400,274	101,774	69.6%	0.37%
	工事	77,996,503	68,541,717	250,554	87.9%	0.32%
	計	121,083,049	97,413,580	1,012,578	80.5%	0.84%
R1	物件	14,486,817	10,462,081	19,607	72.2%	0.14%
	役務	45,992,696	33,761,766	139,456	73.4%	0.30%
	工事	83,843,639	78,494,205	43,815	93.6%	0.05%
	計	144,323,152	122,718,052	202,878	85.0%	0.14%
R2	物件	15,547,570	9,785,484	69,061	62.9%	0.44%
	役務	47,438,907	33,896,620	31,097	71.5%	0.07%
	工事	89,197,389	80,401,071	9,490	90.1%	0.01%
	計	152,183,866	124,083,175	109,648	81.5%	0.07%
R3	物件	13,246,091	9,865,171	72,323	74.5%	0.55%
	役務	49,157,379	23,845,843	83,093	48.5%	0.17%
	工事	71,687,866	63,934,638	4,378	89.2%	0.01%
	計	134,091,336	97,645,651	159,794	72.8%	0.12%

中小企業者のための官公需確保対策等について

令和4年度 群馬県

2. 「中小企業者に対する発注拡大の方針」の概要

官公需における中小企業者の受注機会の増大や中小企業・小規模事業者「働き方改革」への配慮等について、全庁を挙げてより効果的に促進するため、具体的な取組等の方針を定めるもの

<方針の柱：8項目>



県平均発注率目標値：90%

1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮
2. 適正な納期・工期・納入条件等の設定（「働き方改革」に対応する取組）
3. 事業継続が認められる中小企業・小規模事業者への配慮
4. 被災地域の中小企業・小規模事業者への配慮
5. 中小企業・小規模事業者への説明の徹底
6. 適切な予定価格の作成及び契約金額の変更
7. 新規中小企業者（スタートアップ（新規創業）を含む）への配慮
8. その他の措置（国の基本方針を参考に本県の実情に即した対応）

中小企業者に対する発注拡大の方針

令和4年10月
群馬県

庁内関係部局等は、平成23年6月10日付けで制定した群馬県中小企業憲章の趣旨及び新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、中小企業・小規模事業者向け県平均発注率の年度目標を90.0%（金額ベース）とし、以下の措置を講ずることにより、全庁を挙げて中小企業・小規模事業者への発注に取り組む。併せて、中小企業・小規模事業者が受注できる分野の確保・拡大のため、県内企業への優先発注及び地元産品の優先使用に努める。

なお、本方針中「中小企業・小規模事業者」とは、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条で定義する中小企業者をいう。また、中小企業基本法第3条において「独立した中小企業者」を施策の対象とする旨を規定していることを踏まえ、大企業の支配下にあるいわゆる「みなし大企業」については、これを対象に含まないことに留意する。

1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対し、契約の着実な履行はもとより、特に以下の措置を講ずる。

(1) 納期・工期の柔軟な対応及び代金の迅速な支払

中小企業・小規模事業者との物件等の契約において、納期・工期について柔軟な対応を行うとともに、代金の支払については、発注に係る工事等の完了後（前金払においてはその都度）、速やかに支払いを行うよう努める。

(2) 最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成及び契約金額の変更

契約を締結するに際し、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費及び輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成する。また、契約の途中で需給の状況、原材料費及び輸送費等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応する。

(3) 入札参加機会の確保のための柔軟な対応

入札の公平性、透明性及び競争性に留意しつつ、案件ごとの事情を勘案した上で、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しつつ中小企業・小規模事業者の入札参加機会が確保されるよう、入札手続等において意見聴取等が必要な場合には柔軟かつ適切な対応に努める。

(4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための経費の適切な計上

①新型コロナウイルス感染防止対策が見込まれる場合には、仕様書等に明記し、これに要する経費を算出して契約金額へ適切に反映させる。

②契約締結後に新型コロナウイルス感染拡大防止に係る業務等が追加で発生した場合、受発注者間において契約金額の変更、履行期限の延長等に関する必要な協議を行う等、柔軟かつ適切な対応に努める。

2 適正な納期・工期・納入条件等の設定（「働き方改革」に対応する取組）

物件等の発注にあたっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組に留意しつつ、予算の繰越しや早期の発注等により、発注や納入時期の平準化や弾力化を図り、適正な納期・工期を設定する。

また、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努める。

3 事業継続が認められる中小企業・小規模事業者への配慮

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者を積極的に活用し、受注機会の増大に努める。

4 被災地域の中小企業・小規模事業者への配慮

近年頻発する記録的な豪雨等の自然災害を受け、被災地域における物件等の発注にあたっては、適切な納期・工期の設定及び代金の迅速な支払、地域中小企業の適切な評価及び適切な予定価格の作成等に努める。

5 中小企業・小規模事業者への説明の徹底

物件等の発注にあたっては、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格及び納入条件等、企業が必要とする情報について、漏れなく、具体的に仕様書等に明記することにより、十分説明に努める。

6 適切な予定価格の作成及び契約金額の変更

物件等の発注にあたっては、需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格を作成する。また、最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応する。

7 新規中小企業者（スタートアップ（新規創業）を含む）への配慮

物件等の発注にあたっては、契約の履行の確保に支障がない限り、入札等で過去の実績を過度に求めないよう配慮する。また、少額の随意契約では、契約履行の支障の有無に留意しながら、新規中小企業者を見積もり先に含めるよう努める。

8 その他の措置

上記のほか、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を参考に、本県の実情に即した対応を図る。

【参考】中小企業・小規模事業者向け発注率の実績

	官公需契約実績額	うち中小企業者向け実績額	中小企業者向け発注比率
令和3年度	1,340億9,200万円	976億4,600万円	72.8%
令和2年度	1,521億8,400万円	1,240億8,300万円	81.5%